

■ 迂回ルートと工事概要のご案内

1. 主な迂回ルートのご案内

夜間通行止め時は、以下の通り一般道への迂回をお願いいたします。



区間	迂回ルート	所要時間(参考) ※渋滞していない場合
E23 東名阪道 蟹江 IC ⇒ 弥富 IC	E23 東名阪道 蟹江 IC ⇒ 県道 65 号 ⇒ 県道 40 号 ⇒ 県道 105 号 ⇒ E23 東名阪道 弥富 IC	迂回ルート利用の場合 約 15 分 (東名阪道利用時 約 5 分) 【所要時間:+10 分】

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の所要時間については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイト (<https://chukyo.c-nexco.co.jp/hmr1-2024/>) をご確認ください。

2. 夜間通行止めに伴う乗継調整について

夜間通行止めに伴い、下表の通行止め区間(乗継 IC 間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の通行料金より高くないよう、所定の方法により料金調整をおこないます。

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の料金調整については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイトをご確認ください。

1) 対象期間

5 月 28 日(水)、6 月 4 日(水) 各日 23 時から翌 5 時まで

予備日: 5 月 29 日(木)から 31 日(土)、6 月 5 日(木)から 7 日(土)、11 日(水)から 14 日(土)

いずれの場合も同時間帯

※料金調整は、上記の対象期間に関わらず、通行止めの終了をもって終了します。

2) 対象車種

全車種

3) ご利用方法

《ETC をご利用のお客さま》

一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。「高速道路通行止め乗継証明書(乗継証明書)」の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金の調整がされます。

《ETC 以外でご利用のお客さま(現金などご利用のお客さま)》

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする「乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

一旦流出する IC が料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。また、乗り継ぎ後の最初の出口 IC が料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

●乗継 IC

道路名	通行止め区間	乗継 IC	
		流出 IC	再流入 IC
E23 東名阪道	蟹江 IC→弥富 IC (下り線)	E23 東名阪道 蟹江 IC	E23 東名阪道 弥富 IC、長島 IC、桑名東 IC、桑名 IC E1A 伊勢湾岸道 みえ朝日 IC、みえ川越 IC 弥富木曾岬 IC E1 名神 岐阜羽島 IC

※流出 IC で流出されてから 6 時間以内に再流入 IC で乗り継いでください。

※通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。その場合、当該 IC を流出 IC として扱います。

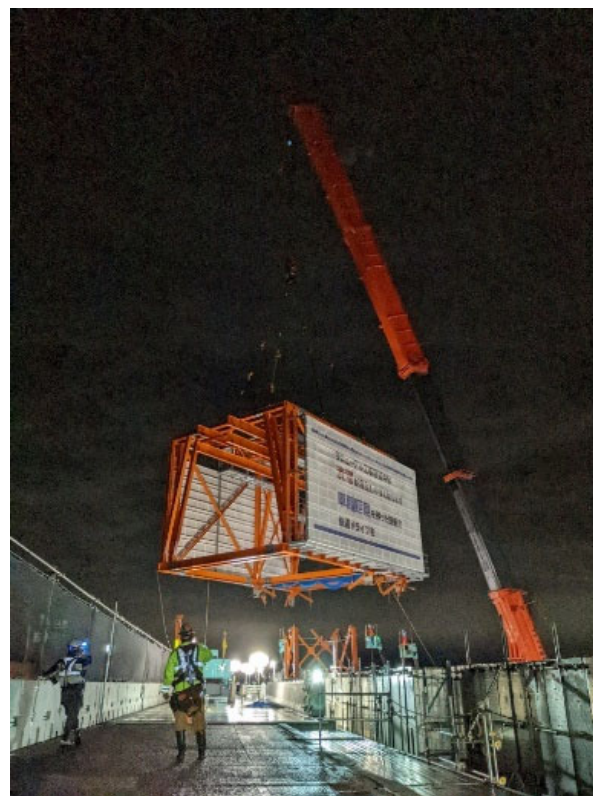
※流出 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出 IC で再流入されても通行料金の調整をおこないます。

3. 工事概要

東名阪道リニューアル工事で使用する工事資機材を搬入・搬出する設備の設置工事をおこないます



設置イメージ①(前回工事の例)



設置イメージ②(前回工事の例)